

## 栃木県公共工事等成績評定審査委員会運営要領

### (目的)

第1条 栃木県公共工事等成績評定審査委員会（以下「評定審査委員会」という。）の運営に関して必要な事項を定めるものとする。

### (所掌事務)

第2条 評定審査委員会は、次の事項について審議するものとする。

- (1) 工事及び委託業務の成績評定結果に対する再説明請求及びその回答に関すること。
- (2) 各部局が定める請負工事成績評定要領及び委託業務成績評定要領の運用に関すること。

### (委員及び組織)

第3条 委員は、公共事業に関する学識経験等を有し、人格、識見に優れ、公正中立の立場を堅持できる者のうちから、知事が委嘱する。

- 2 評定審査委員会は委員5人で組織する。
- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任することができる。
- 5 評定審査委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 6 委員長は、会務を総理する。
- 7 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

### (招集)

第4条 評定審査委員会は委員長が必要と認めた場合、委員長が招集するものとする。

### (会議)

第5条 第2条の(1)に係る会議は、半数以上の委員の出席で開催することができる。

- 2 第2条の(2)に係る会議は、必要に応じ開催する。
- 3 会議は非公開とし、議事の概要はこれを公表する。
- 4 審議終了後、意見書を作成し、その結果を部長に報告するものとする。

### (委員の除斥)

第6条 委員は、第2条の(1)の事務について、利害関係を持つと認められる場合には、議事に参加することができない。

### (守秘義務)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後にも同様とする。

### (委員会の庶務)

第8条 評定審査委員会の庶務は、県土整備部技術管理課が行う。

### (付則)

1. 本要領は、平成16年4月1日から適用する。
2. 本要領は、平成17年10月20日から適用する。
3. 本要領は、平成18年4月1日から適用する。
4. 本要領は、平成19年4月1日から適用する。
5. 本要領は、平成21年4月1日から適用する。